

## 第3回 所有権(2)：所有権を保護する制度 — 物権的請求権ほか

2014/10/17

松岡 久和

### 【所有権の重層的な保護】

- ・ 公法上の保護—財産権の保障と損失補償（憲29条）
- ・ 刑法上の保護—各種財産罪
- ・ 民法上の保護—
  - 所有権に基づく請求権（規定なし）
  - 不当利得（侵害利得）返還請求権（703条以下）
  - 不法行為に基づく損害賠償請求権（709条以下）

### 【所有権に基づく請求権 — 物権的請求権の典型】

参考文献 奥田昌道「物権的請求権について」法教198号（1997年）7頁以下

#### 1 所有権に基づく請求権の意義と根拠

- ・ 意義：所有権の内容（所有物の価値の全面的支配）の全部又は一部が妨げられたり、そのおそれがある場合に、あるべき支配状態を回復または保全する権利
- ・ 根拠：①支配権の性質（直接性・排他性・絶対性）の保障の必要性、②占有訴権（197条以下）との対比、③「本権の訴」（189条2項、202条）、④制限物権に基づく占有の回復を求める権利の制限（302条・333条・353条）

#### 2 請求権の種類と共通点

Case 03-01 Xは所有している自転車甲を盗まれたが、数日後Yが甲に乗っているのを発見した。Yは、ゴミ捨て場に放置されていた甲を捨てられた物と信じて拾って使っていた。XはYから甲を取り戻せるか。

Case 03-02 Xは所有している自転車甲を盗まれたが、数日後Yが甲に乗っているのを発見した。Yが、甲を盗んだAから甲をAの物と信じて5000円で買っていた。XはYから甲を取り戻せるか。

Case 03-03 Xの所有する甲土地とYの所有する隣地乙土地との間は約1m弱の傾斜のある段差になっている。雨で地盤が緩んで乙地の石垣の一部が崩れ、木が甲地の方に倒れ、甲地の使用の邪魔になっている。XはYに対して木の除去を請求できるか。

Case 03-04 Yが隣地上に所有する建物が倒壊しそうで、倒壊すればXの建物に大きな損傷が生じるおそれがある場合、Xはどのような法的措置が取れるか。

①返還請求権：占有の全面的喪失⇒占有の回復

②妨害排除請求権：占有の全面的喪失以外の所有権の実現妨害⇒妨害の停止・除去

③妨害予防請求権：所有権の実現妨害のおそれ⇒妨害予防の合理的措置

共通の要件：客観的に所有権の実現が妨げられている不適法状態またはそのおそれ  
侵害者や侵害を生じさせるおそれがある者に故意・過失を要しない

←本来の所有権の帰属状態の回復や確保にとどまり、損害賠償とは異なって相手方に特段の不利益を生じない

実現の方法：強制的な実現方法は債権（履行請求権）に準じる（414条類推）

### 3 請求権の当事者

Case 03-05 Xは所有している自転車甲を盗まれたが、数日後Yが甲に乗っているのを発見した。Yは、甲を盗んだZから甲をZの物と信じて賃借していた。XはYやZに甲の返還を請求することができるか。

Case 03-06 Xの土地にYが無断で産業廃棄物を捨てている。XがYに以後の廃棄行為を止めるよう求められるのは当然として、Yが廃棄物の所有権を放棄したと主張した場合、XはYに廃棄物の除去を求められるか。Yが無資力であるとき、資力のあるYの代表取締役個人に除去責任を追及できないか。

Case 03-07 上記の例でZがYに廃棄物の処理を代金を払って依頼していて、Yの違法な廃棄行為を知らなかった場合、XはZに廃棄物の除去を求めることができるか。

Case 03-08 Xの所有する甲土地の上に、Y名義の乙建物が存在しているが、Xやその先祖（被相続人）がYに甲を貸したことはなく、乙によって甲が不法占拠されている状態にある。次の場合、XはYやZに建物収去・土地明渡しを請求できるか。

① Zが乙を建ててYの名前を勝手に使って登記していた場合

② Yが乙を建てた後で乙をZに譲渡したが、登記名義をZに移転していない場合

- ・ **原告**：所有者
- ・ **被告**：占有者等現に権利の実現を妨げている人（返還請求・妨害排除請求の場合）、妨害を生じさせるおそれのある人（妨害予防請求の場合）。物が妨げている／妨害を生じさせるおそれがある場合はその物の所有者  
占有侵奪者や侵害の原因者であっても現在の占有者や所有者でないと被告にならない  
間接占有者（直接の占有者を介して物を現実に支配している者。**代理占有の本人**）を含む  
占有補助者（**占有者である法人の機関、従業員個人、家族などで独立の占有を持たないと評価される者**）は被告にならない

**判例** 百 I 46（土地崩落の危険を作った者から土地を譲受した者）

百 I 47＝P I 218（裏返しの対抗問題？：P I 216・217の実質的所有者説の緩和。松岡・法教168号148頁も参照）

### 4 請求権の内容と実現方法

#### (1) 返還請求権

- ・ 占有の回復（賃借人が物を奪われた場合には自己への引渡しも、賃借人への引渡しも請求可能）

① 直接占有者に対して、1)不動産の場合、明渡し\*又は引渡し（民執168条・168条の2）

2)動産の場合、引渡し（民執169条）

② 間接占有者に対して、1)返還義務者の第三者に対する引渡請求権の差押え・代位行使（民執170条）

2)間接占有の譲渡・指図（民執174条－直接占有者の占有を残す場合）

#### (2) 妨害排除請求権

- ・ 妨害禁止命令：違反行為には間接強制（民執172条）
- ・ 妨害物除去の代替執行（民執171条）又は間接強制（民執172・173条）

※(1)(2)を複合したものとして建物取去・土地明渡請求

(3) 妨害予防請求

- ・妨害のおそれを取り除くのに必要最低限度の合理的な措置←相手方の負担の考慮
- ・代替執行又は間接強制

5 請求権の競合（？）及び履行場所・履行費用

Case 03-09 XがAに工場所有目的で土地建物を賃貸し、AはYから製造機械を借り受けて設置し操業していたが、資金繰りが苦しくなって夜逃げした。XがYに対して機械の撤去を求めたところ、Yは逆に機械の返還を請求する。どちらの言い分が認められるか（モデル：大判昭5・10・31民集9巻1009頁）。

Case 03-10 横須賀港に停泊していたXのヨット甲が盗まれ、はその1年後に那覇港で発見された。現在は那覇在住のYの所有名義となっている。関係書類が偽造されて輾轉譲渡されたらしく、Yは善意・無過失であったがXに甲を返還する義務を負うことになった（192-193条参照）。那覇港から横須賀港までの航行費用はどちらの負担か。

- ・古典的な説の対立

**行為請求権説**（判例）－相手方の費用負担。ただし不可抗力の場合を除く。

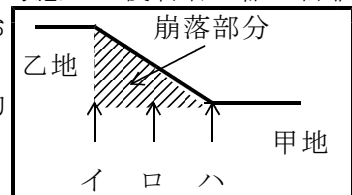
**忍容請求権説**－請求者の費用負担（相手方に故意・過失があれば損害賠償で解決）

**責任説**－相手方の責に帰すべき事由の有無により行為請求権・忍容請求権を使い分けほかに相関関係説、費用折半説など多様

**争点** 両当事者に故意も過失もない場合の費用負担、請求権衝突の有無

- ・修正行為請求権説：所有権者の本来負担すべき危険を考慮して侵害者が誰か評価境界線付近の土地崩落の事例でも、単純な折半はおかしい。

大規模災害等の場合の不可抗力による被災には公的支援が必要



6 請求権の要件事実

原告の請求原因：①自己への所有権帰属＋②被告の占有

被告の争い方：①または②の否認、あるいは③占有正権原の抗弁（例：原告との契約による債権的利用権や原告に対抗できる物権的利用権）

→被告が争わなければ（欠席の場合など）、不法占有／不適法状態が裁判所には明らかでないのに請求が肯定されてしまっ、実体法上の要件の理解と矛盾

- ・1つの解決提案

請求原因：所有権の帰属＋被告の占有（評価根拠事実）

→要件としての「不適法状態」（法的評価）の一応の推定

抗弁：占有正権原（評価障害事実）による「不適法状態」不存在

**参考文献** 松岡久和「物権的請求権」大塚直ほか編『要件事実論と民法学の対話』（2005年）186頁以下

## 7 返還義務を負う占有者の保護

Case 03-11 Case 03-01や03-05において、

- ① XはYに返還までの使用利益の返還を請求できるか。
- ② Yが甲のパンク修理をした場合、その費用は誰の負担か。
- ③ Yが甲の証明を自動点灯LEDに取り替えた場合、その費用はどうか。
- ④ Yが甲を乗りつぶして棄てていた場合にはXは損害賠償をYに請求できるか。

- ・善意占有者の**果実収取権**（189条）と悪意占有者の**果実返還義務**（190条）
- ・善意の自主占有者の**責任限定**（191条）
- ・**必要費償還請求権**（196条1項）と**有益費償還請求権**（196条2項）および**留置権**（295条）

### 【物権的請求権の周辺】

※民法第3部・第4部の守備範囲でもあるため、時間の関係で省略することがあります。

#### 1 物権的価値返還請求権？（参考文献）四宮和夫「物権的価値返還請求権について」我妻追悼『私法学の新たな展開』（1975年）183頁以下

Case 03-12 XはAに100万円を騙し取られた。Aの手元にあったその100万円をAの債権者Yが差し押さえた場合やZがAから債務の弁済を受けた場合、XはYやZに対して、その100万円の所有権を主張できるか。騙し取られたのが100万円相当の指輪であった場合とどう違うかを対照して考えなさい。

- ・金銭所有権移転における「占有＝所有」理論：占有により常に金銭所有権が移転
- ・所有権者は有体物としての金銭には無関心⇒Xは金銭債権者⇒債権者平等！  
←流通手段としての金銭の特殊性、価値としての金銭の特殊性
- ・四宮提案：価値帰属の保障のために一定の物権的効果を付与
- ・批判：限界線が不明確、金銭と物との区別、金銭と帳簿上の金銭の不当な区別、破産財団の空洞化や先取特権制度の潜脱
- ・発展の方向は？

#### 2 不動産賃借権に基づく妨害排除請求権

- ・判例：対抗要件を備えた不動産賃借権に限り直接の妨害排除請求を肯定
- ・学説：判例を支持するもののほか、一般的肯定説（←**権利の不可侵性理論**）、否定説（**占有訴権や債権者代位権の転用**）、相関関係説、真正賃借人（所有権者からの賃借人）対抗要件不要説など多様。
- ・民法改正要綱仮案は、判例法理を条文化するが、対抗要件を備えない賃借人の権利を否定せず（反対解釈はしない）、解釈に委ねる。

#### 3 公害・生活妨害

- ・判例・通説：**人格権**に基く差止請求権を肯定。限界確定は**受忍限度論**